

能代市告示第 1 2 2 号

能代市フリースクール利用児童生徒支援補助金交付要綱を次のように定める。

令和 8 年 7 月 1 日

能代市長 鍋 谷 暁

能代市フリースクール利用児童生徒支援補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この告示は、不登校児童生徒の社会的自立を目指し学校以外の多様な学びの場を利用する家庭への経済的な支援を行うために交付する、能代市フリースクール利用児童生徒支援補助金（以下「補助金」という。）に関し、能代市補助金等の交付に関する規則（平成 1 8 年能代市規則第 4 5 号）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 不登校児童生徒 義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（平成 2 8 年法律第 1 0 5 号）第 2 条第 3 号に規定する不登校児童生徒をいう。
- (2) 保護者 不登校児童生徒についての親権を行うもの又は未成年後見人その他現に監護するもののうち、本市に住所を有するものをいう。
- (3) 在籍学校 不登校児童生徒が現に在籍する学校をいう。
- (4) フリースクール 民間団体又は個人が経営する、不登校児童生徒に対する支援を主たる目的とした施設であって、教育長が認定したものをいう。

(補助対象者)

第 3 条 補助対象者は、次の各号に掲げる要件の全てを満たす保護者とする。

- (1) 第 6 条第 1 項の規定による申請の日前 1 年以内に、おおむね 3 0 日以上在籍学校に登校していない不登校児童生徒の保護者
- (2) フリースクールを原則として週 1 回以上利用している不登校児童生徒の保護者
- (3) フリースクールを利用することにより在籍学校の出席扱いを受けている不登校児童生徒の保護者

- (4) 次条に規定する補助対象経費について、国、県、市町村その他団体から補助金等の交付を受けていない保護者
 - (5) 本市の市税等の滞納がない保護者
 - (6) フリースクールでの不登校児童生徒の様子等に関する情報について、当該フリースクールが在籍学校に情報提供することを承諾する保護者
- (補助対象経費)

第4条 補助対象経費は、補助対象者が負担したフリースクールの利用料その他これに準ずるものとして市長が認める費用のうち、不登校児童生徒の在籍学校の授業時間内の利用に係るものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる費用は、補助対象経費としない。

- (1) 入会金、年会費、入学金その他フリースクールの利用の準備に係る費用
- (2) フリースクールの利用に係る交通費
- (3) 寮費、教材費、実習費、イベント参加費その他フリースクールの利用に伴う実費負担に係る費用
- (4) フリースクールの体験利用に係る費用

3 2以上のフリースクールを利用する場合の補助対象経費の額は、それぞれのフリースクールに係る補助対象経費の額を合算した額とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、月ごとに算定するものとし、1月につき補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、月額12,500円を上限とする。

2 前項の規定にかかわらず、その月における週（授業が行われる日が3日以上ある週に限る。）単位においてフリースクールを1回も利用しない週がある場合は、当該月については、補助金を交付しない。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を申請しようとする補助対象者は、年度ごとに能代市フリースクール利用児童生徒支援補助金交付申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日までに提出するものとする。ただし、特にやむを得ない事由があると市長が認める場合は、この限りでない。

- (1) 利用開始日が4月から翌年2月までの間の場合 利用開始日の前日（当該利用開始日が4月1日の場合は同日）まで
- (2) 利用開始日が3月の場合 3月10日まで

(交付決定及び通知)

第7条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、補助金の交付又は不交付を決定し、能代市フリースクール利用児童生徒支援補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により当該申請を行った者に通知するものとする。

（情報連携）

第8条 市長は、前条の規定による交付の決定をしたときは、能代市教育委員会（以下「教育委員会」という。）及びその不登校児童生徒が利用するフリースクールに対し、申請の内容について情報提供を行うものとする。

2 教育委員会は、教育委員会並びに当該交付の決定に係る不登校児童生徒の在籍学校及びフリースクールとの間で当該不登校児童生徒に関する情報の共有が図られるよう、連絡、調整等に努めなければならない。

（完了報告）

第9条 交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、その年度において負担すべき利用料の支払の全てを完了したときは、能代市フリースクール利用児童生徒支援補助金支払完了報告書（様式第3号）に当該支払の事実を証する書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第10条 市長は、前条の報告があったときは、その内容を審査の上、補助金の額を確定し、能代市フリースクール利用児童生徒支援補助金交付額確定通知書（様式第4号）により、交付決定者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第11条 交付決定者は、前条の確定通知を受けたときは、速やかに能代市フリースクール利用児童生徒支援補助金請求書（様式第5号）により補助金を請求しなければならない。

2 市長は、前項の規定により補助金の請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し等）

第12条 市長は、規則第15条に定めるもののほか、交付決定者が、偽りその他不正な行為により補助金の交付を受けたときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金を返還させることができる。

（その他）

第13条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この告示は、令和8年7月1日から施行し、同年4月1日から適用する。